

5 局事業所等の災害時の対応

(1) 建設局工営所(道路管理者)

道路管理者の基本的な役割は次のとおりです。

① 施設の点検

道路の被害状況や安全確認を行い、大阪府警察等と協力し、緊急交通路を確保します。

緊急交通路とは、災害応急活動の根幹となる道路で、大阪府警察等により市内で重点14路線が指定されており、天王寺区では国道25号と谷町筋が指定されています。(重点路線以外でも被災状況等に即して緊急交通路を確保します。)

② 二次災害の防止(通行規制の実施)

二次災害や被害拡大の防止、被災道路の応急対策のため、区間を定めて道路の通行禁止又は通行制限をします。

緊急点検において、道路の破損などにより、通行が危険であると認められる場合、あるいは、二次被害が発生する危険性があれば、通行規制を実施します。

緊急措置は、道路の全面通行止め、片側交通規制等の通行規制を基本とし、警察と調整・協議を図ります。

③ 道路啓開の実施

緊急業者や民間協力団体等の協力を得て、道路啓開等の応急対策を実施します。

道路啓開とは、道路損傷、道路上の倒壊物、放置車両等の交通障害物等により、通行不能となった道路について、障害物の除去等により、避難・救援活動、緊急輸送機能の回復を図るものです。



(2) 建設局公園事務所(公園管理者)

公園管理者の基本的な役割は次のとおりです。

① 公園施設及び街路樹の被害状況の点検、調査

災害発生後、2人1組で公園や街路樹などの被害状況の調査を行います。なお、調査は広域避難場所に指定されている公園から開始することを基本とします。

② 公園施設及び街路樹等の応急対策

被害のあった公園や街路樹については次のとおり応急対策を行います。

〔公園〕 必要に応じて立入禁止措置、避難場所としての機能確保(陥没・隆起・亀裂等の整地)

〔街路樹〕 被害木の除去、傾斜復旧、支柱設置等の措置

③ 広域避難場所の管理

避難の勧告、指示が出され、広域避難場所(29 ページ参照)に市民を避難させる時には、区役所から派遣される職員と連携し広域避難場所の開設を行います。

④ 飲料用耐震性貯水槽の巡視点検、修繕など

天王寺公園に飲料用耐震性貯水槽(400t)を設置しています。日ごろから水道局が巡視点検や修繕などを行い、災害発生後は、応急給水計画に基づき、水道局が飲料用耐震性貯水槽の開設作業を行います。

(3)環境局環境事業センター

環境局環境事業センターの基本的な役割は次のとおりです。

① ごみの処理

災害発生時、速やかに区役所をはじめ関係行政機関からの情報収集と所要作業量の調査を行い、その結果に基づき作業計画を策定します。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し、避難場所が開設された場合は避難場所のごみ収集を含め、作業可能地域から作業を開始します。

② ふれあい収集対象者の安否確認

災害時には、ごみのふれあい収集の対象者の安否確認を速やかに行います。

ふれあい収集はおとしりだけの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象として、環境局の職員がご家庭までごみの収集にうかがうサービスです。



(4)水道局

広域避難場所、災害時避難所等に、仮設水槽や仮設給水栓を設置して応急給水拠点を開設し、たとえ断水しても、常に徒歩圏内で水を確保できるようにします。また、病院や老人福祉施設などの重要施設には、給水車による運搬給水で必要量の水を確保します。

(5)大阪国際交流センター

大阪国際交流センターは、大阪市と「災害時における外国人市民支援に関する協定」を締結しています。

災害時は、災害時多言語支援センターを設置し、外国人の方への情報提供や相談対応などを行います。